平成２６年（フ）第８９号
茨城県古河市東山田3003番地４
債務者　鹿久保　勉
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第９０号
茨城県古河市東山田3003番地４
債務者　鹿久保奈津美
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第９１号
茨城県古河市関戸1717番地１　あやべ南Ｉ201
債務者　奈良恵美子（旧姓篠塚）
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１００号
茨城県下妻市本宗道50番地
債務者　稲葉　茂夫
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１０３号
茨城県筑西市関本下1860番地２
債務者　正根知真知子（旧姓湯本）
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１０６号
茨城県結城市大字結城11527番地２　モダンパーク103
債務者　丸山かおり（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１０９号
茨城県常総市新石下3485番地　ドムス北浦102号
債務者　足達　智美
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１１０号
茨城県結城市大字結城486番地11　グランドソレイユ102号
債務者　風野　竹男
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１１２号
茨城県桜川市真壁町古城７番地３、前住所茨城県桜川市真壁町桜井１番地
債務者　金子　行雄
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第８８号
新潟市北区松浜みなと42番28号９
債務者　本間　正信
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２号
富山県射水市小島164番地２
債務者　仙納　　修
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第８８号
山梨県甲斐市富竹新田319番地　小野住宅
債務者　中澤　里枝
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８９号
山梨県甲斐市富竹新田319番地
債務者　樋上　和美
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２６号
山梨県甲州市勝沼町勝沼1482番地３
債務者　飯島あゆみ（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６１号
長野県東御市田中309番地１　サンコーポラス東部１―206
債務者　竹内　祐司
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第６２号
長野県上田市芳田1796番地５
債務者　神津　文成
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第６３号
長野県上田市芳田1796番地５
債務者　加藤　重子
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第１８７号
岐阜市粟野西３丁目６番地１
債務者　森井富士夫
1　決定年月日時　平成26年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
岐阜地方裁判所